

## 府中市行財政改革検討協議会 議事発言要旨（第1回～第3回）

### ■府中市の行財政改革の取組み状況及び近年の財政状況について

- 少子高齢化や人口減少社会、経済の停滞状況を考えると、地方自治体も自立することが重要である。
- 市民の中には、市が何とかしてくれるという考えを持っている方もいる一方、危機意識の高い市民の方は、「今後はこのようにいかないのではないか」という危機感を持っている方もいる。
- 市が行財政改革を行うとともに、市民の行財政運営に対する考え方が、市民の自立へと向かう取組みも改革案には含めるべきである。
- 職員提案数が少ないように感じる。市民の意識改革の前に、職員の意識改革を行う必要がある。行政運営での市民参加型は推進すべきだが、職員改革を行ったうえでなければ、市民の行政運営への参加で得られる効果は発揮されないと考える。
- 優れた企業は、経営者層が様々な施策や基本的な戦略を打ち出していき、その方針が速やかに現場へブレイクダウンされる。方針を受けた現場では、現場の情報を経営者層に上げていくことで、全体に戦略の浸透が図られていく。
- 比較対象を周辺自治体に限定せず、全国的に府中市と類似している自治体の産業構造、人口規模、財政規模を持つ市を比較対象に加えるべきである。その中で、先進的に行財政改革に取り組んでいる自治体があれば、参考とすべきである
- 良い企業は風通しが良く、柔軟な組織構造を持っており、外部環境の変化にも適応していく。地方公共団体においても、マネジメントの視点が必要であり、組織構造においても企業と同様な柔軟性が求められるような時代となっている。
- 企業は、目的が「利益を出す」ことと明確であり、経営危機では、全体で危機感を共有することができるからこそ改善案が多数出てくる。良い会社は一人ひとりが危機感を持ち、改善活動を行っている。行政においては、目的が「市民サービスの向上」であるが、目的の達成状況の明確化が難しいが、行財政改革を行ううえでは、市民も市職員も危機感を持つということが目的の達成には大事である。

### ■府中市の歳入の状況について

- 歳入については、市税の構成内訳や使用料の徴収対象等、具体的な資料提供をお願いしたい。
- 市内産業の空洞化が起きた場合を想定して、歳入への影響をシミュレーションしておく必要がある。

### ■税のあり方と市税徴収の取組みについて （法人市民税について）

- 法人市民税の法人割の税率は、法人の利益に対するものではなく、法人税額に対する掛け率である。
- 平成 19 年度以降の個人住民税については、税率が 3 段階の累進課税制度から一律 10% に改正された。府中市においては、低所得階層の納税者が多いが（課税標準額が 200 万円以下の世帯が約 50%強を占めている）、税制改正の影響額としては、平成 14 年度と 19 年度を比較し約 40 億円の増収となっている。（事務局）
- 26 市の中で、法人市民税の法人割の税率 12.3%が資本金等の金額が 1 億円未満の法人等となっている市がある中、府中市が 5 億円未満に設定しているのは、設定当時の市内法人の資本金の状況等を勘案した中小企業への配慮と税の優遇による企業誘致を目的として、資本金等の金額を 5 億円まで広げるという考え方をしたものと捉えている。（事務局）
- 府中市の法人市民税の課税状況は、法人で 5 億円以上 10 億円未満の納税義務者数は 29 社。10 億円以上の納税義務者数は 205 社で、合わせても全体の 5.6%となっている。府中市で法人市民税の法人税割を納めている法人は 1,881 社、均等割（50,000 円）のみの法人が 4,008 社となっている。（事務局）
- 法人市民税について、府中市と同様の設定をしている市や設定が異なる市などの情報収集が必要である。
- 企業の立場でみると、市民税と都民税の合計額は法人税の 5%程度であり、負担感は少ないと考えられる。
- 資本金等の金額を 5 億円未満に設定している市は、府中市と多摩市しかないもので、他市と同様に区分を 1 億円に引き下げることについて検討すべきである。
- 法人市民税の法人税割は、現在の 3 段階から、多くの近隣市と同様に、2 段階目の 13.5%を除いた 2 段階制について検討すべきである。
- 市内の企業も市民であるという考え方の中で、企業の社会的貢献度や地域活動が推進されているが、税制面などの金銭面でみると、個人市民税に比べて、納付額が減少するなど、市財政への貢献が低くなってきている。
- 税率の変更等については、復興特別所得税による増税や復興特別法人税の創設などの動向にも留意することが必要である。
- 企業の業績は少数の勝ち組・多数の負け組とで二極化している。利益が上がっている法人に負担を求めるという考え方も検討すべきである。
- 今後、府中市内への業誘致を行う場合、府中市が提供できる一定程度の広さを有する土地の提供は難しいが、企業が来てもらえるような地区計画、都市計画上の制限や用途地域などの変更により、誘致をしていくという考え方で現在も取り組んでいる。（事務局）
- 大規模な工場をつくる重厚超大型の産業から、大きな土地を必要としない IT 関連企業が莫大な利益をあげるなど、経済の質が変わってきており、このような状況を踏まえた企業誘致や土地活用を検討すべきである。
- 企業の勝ち組・負け組は市内の企業間の競争だけでなく、他市企業との競争でもあることから、府中市が税金を上げることは、企業が他市へ流出するなど産業の空洞化を招きかねない面もある。このことから増税には、周辺市とのバランスを考慮し慎重に議論することが必要である。

●市の財政が厳しくなる中で、税率を標準に戻すのは許されるのではないかと思う。他市より高くなるのは当然あるべきではない。

#### （都市計画税について）

●都市計画税総額は、近隣市と比較して上位にいるが、一人当たり税額では順位が下がっている。この状況において、都市計画税条例付則で平成24年度から26年度までの3年間で0.2%の税率に特例で引き下げているのは、都市計画税は、目的税のため、都市計画事業にあわせて税率を見直しており、現在は、市の都市計画事業も以前と比べ、一段落したことから0.2%としている。今後は、再開発事業や都市計画道路、下水道設備の更新などの都市整備事業を実施見込みのため、目的税の趣旨も踏まえ、必要な事業費にあわせた税率を定めて課税することが必要となるものと考えている。（事務局）

●今後、都市計画税の税率を上げるにあたっては、将来の都市整備事業の事業費などをシミュレーションし、それに応じて必要な税率の改定であることを市民に説明していくことが必要である。

●平成27年度以降、付則の特例措置の扱いは、前年の26年度に適正な税率を設定し、議会に諮る予定でいる。特例措置をやめた場合は、0.3%の本則で課税されることとなる。（事務局）

#### （固定資産税について）

●固定資産税は、課税標準額と税率によって税額が決まる。税率は据え置いたままで、課税標準を上げることで、税額を確保するという考え方は、課税標準は、地方税法で課税標準を計算するまでの過程が基準で定められているため、実現は難しい。（事務局）

●固定資産税の課税の中で、歳出の抑制につながるような仕組みが市独自でできないか検討すべきである。

#### （市税の徴収業務について）

●国民健康保険税の収納率は67.4%と悪い状況だが、加入者の多くは自営業の方で、現在の経済状況の中、収入が下がっていることにより納付ができないという状況になっているものと捉えている。（事務局）

●国民健康保険税を滞納している方には、制限のある保険証が交付されている。未納額が多い場合、半年間で更新する短期医療証を交付している。さらに、未納の状況が続く方には、医療機関窓口で全額負担していただき、後ほど返金する資格証の交付へ切り換えるなど、納付をしていただけるような対策を各自治体で行っている。

●保険税の未納分等は、その補填を一般会計からの繰入れで穴埋めしている状況である。

●滞納対策は、費用対効果にも留意することが必要である。小口の納税をコンビニで取り扱えるようにするなど、コンビニ収納を更に推進することが必要である。また、嘱託職員の臨時徴収は、嘱託職員を増やしているのに徴収額が減少している。嘱託職員の人件費として全体で約1,750万円かかっていることから、嘱託職員の必要性（効果）について検討が必要であると認識している。（事務局）

- 嘱託職員による滞納者への納付の働きかけは、きちんと税金を納めている人が「納めなくてもいいのか」という考えにならないよう積極的に取組み、滞納者側も「市が『納めるように』と言ってこないのであれば納めなくてもよい」ということに繋がってしまわないよう、費用対効果以上に抑止力という観点からも必要である。
- 権利と義務との関係で考えると、権利のアクションは市民から起こしてくる。義務のアクションは市から起こさないといけない。
- 嘱託職員の税の徴収は、従事者のモチベーションにも考慮し、徴収の取組み効果を総合的に考える必要がある。
- 滞納対策として、臨戸徴収業務で何回説得しても効果がなければ、差し押さえや裁判も行うことも必要である。
- 市税徴収率 95.3%には、源泉による特別徴収分も加わっているために高い徴収率となっている。普通徴収の納付率は、国民健康保険と対象者が被るところもあるので、国民健康保険税の収納率と同様な割合か確認し、異なる場合は、原因を確認すべきである。
- 税率の変更の議論以前に、納税は国民の義務であることから、納税させることが原則である。
- 滞納者には、本当に経済的に払えないケースと悪意で払わないモラルハザードの 2 種類が考えられる。
- 滞納した場合の延滞金の利率は、府中市の場合、1ヶ月までは 4.3%、その後は 14.6%の延滞金利率となっている。(事務局)
- 滞納した場合、滞納金も加算され、ますます納税できなくなるというジレンマを抱えてしまうこともある。
- 滞納のケースで善意と悪意の区別ができない。判断に恣意性が入ってしまうことから、税率や延滞金の利率は一律で決めないといけないという面がある。しかし、何か対策を行わなければならない、なんらかの方策を検討すべきである。
- 滞納対策については、納税してもらうためのシステム作りが重要である。また、併せて滞納者への徹底的な催促などの取組みと組み合わせる必要がある。
- コンビニでお金払うことに対する抵抗感が少ない人も多いことから、コンビニ収納を拡大すべきと考えている。現在は金額が 30 万円以上は納付できないことや納期限切れの取扱いができないといった制限がある。納期限後の取り扱いについては、府中市の税オンラインシステムとの連動性という問題もあるが、コンビニ収納の拡大に前向きに検討をすすめる必要があると考えている。(事務局)
- 払う人の大半は 30 万を超えない額だと思うので、その金額をあまり上げる必要性は薄いのではないかと思う。
- 税を納めさせることが絶対条件と考えると、コンビニ収納では延滞金収納への未対応については問題である。税を納めに来た方に「収納期日が過ぎているので市役所で納めてください」とならないよう、納付期日を過ぎた納付所の本税分だけでも収納できるよう取組むべきである。

(人口について)

●府中市の将来人口は減少傾向にあると捉えている。他市と比べて減少傾向は強いのか確認する必要があるが、全国的な人口推計では、総人口は減少が見込まれている。年齢別でみると生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加が見込んでいる。府中市においても、同様の傾向ではあるが、マンションの建設等による若年・生産年齢層の人口流入もあることから、全国的な減少と同じ率で推移するとは見込んでいない。

（事務局）

●生産年齢人口は、15歳ではなく、18歳、または20歳で考えた方がより現実的である。特に納税がテーマであれば、より現実に近い年齢構成で設定した生産人口での一人当たり税額等を資料で検討すべきである。

●人口の増加は、収入の増加に繋がるが、一方では、扶助費が増加するということを念頭に置き、総合的に考えていく必要がある。

## ■使用料・手数料の考え方について

（使用料・手数料について）

●振興会館は中小企業勤労者のサービス公社や交通安全協会、防犯協会など、ふれあい会館は、社会福祉協議会とシルバー人材センターに貸し出しており、主に場所を提供することで市が推進する取組みを推進していただく施策的な位置づけとなっている。（事務局）

●健康増進指導使用料は、保健センターのトレーニング室など、健康増進事業に係る使用料となっている。（事務局）

●公共施設は、役割の重複なども含めて、スクラップ・アンド・ビルドを検討すべきである。

●本協議会の公共施設の見直しにあたっては、特定の施設に焦点を当てるより、施設に対する全体的なルール作りをすべきである。

●本協議会は、生活感覚に基づき、施設ごとに日頃の感じていることを言う場であると考えている。また、施設ごとに見直しの基準を決める必要がある。

●全体的なルールに基づく公共施設の見直しの議論にあたり、市民や経済状況などで変化が起こっていることから、改めて使用料や手数料を大幅に見直しを行うことが必要である。

（駐輪場・駐車場）

●市の駐車場や駐輪場が、受益者負担の原則から考えて、ある一定の利用時間を超えた場合は有料が可能か検討すべきである。駐輪場等の整理に係る人件費程度は、使用料で賄うことが可能か検討すべきである。

（女性センターについて）

●女性センターの保育室は、講座を開催する際に、お子さんのいる受講生のお子さんを預かるものであり、就労に伴う保育業務ではない。（事務局）

●女性センターは、交通の便も含め、中河原駅前に女性センターを設置する必要があるという必要性から市が設置したものである。（事務局）

●女性センターは、市の中心から外れにあることが利用状況に影響しているか、確認する

必要がある。

●第1会議室、第2会議室、和室が有料で利用できる施設で、それ以外の女性センターの施設は、無料での利用できることを条例で定めている。また、工芸室では、女性向けの大工講座などを開催している。(事務局)

●女性という区別で、施設を置く必要性について、現在、男女共同参画という考え方の下であれば、女性を特定化する名称に違和感を感じる。

●女性センターは有料の率が非常に低い。設置場所に課題があるのか確認する必要がある。

●国は男女共同参画を推進している。このセンターの存在意義そのものを、改めて考え、維持管理が難しい状況なら、廃止も含めた施設のあり方を見直すことを考えるべきである。施設を必要とする事業があるか検討する必要もある。施設を設置したことが、「女性の権利を守っている」とアピールする材料になっているのであれば、施設を設置している効果について施設の存続も含めて検討事項として考える必要がある。

●女性センターは、女性に対する様々な差別や社会問題があるということを背景に活動している。担当の部署と施設の活動状況も含め確認し、施設のあり方についても、課題として捉えていきたい。(事務局)

●女性センターについては、住吉文化センターが近くにもあるという点から、役割の共存も含めて、検討していく必要がある。市が権利を持つスペースとなっているなら、その場所を有料で貸し出す考え方もできる。

#### (文化センターについて)

●武蔵台文化センターと四谷文化センターは、他の文化センターに比べると、有料の利用率が低くなっている。有料の場合は、登録団体以外の利用のため、地域が市の中心でないためではないかと認識している。(事務局)

#### (市民聖苑について)

●使用料に所得に応じた差をつけるなど、高所得で高い負担が可能な方に一定程度の負担をいただくなど、使用料に負担の差の設定が可能か検討すべきである。

●葬儀を一通りやると葬儀代も含めて100万程度かかる。現在の使用料が限度ではないかと考えられる。

●市民聖苑の使用料は、近隣の同目的施設と比べるなど、必要に応じた使用料の検討をすべきである。

#### (使用料の見直しの考え方について)

●体育館や運動スペースの利用では、その際の器具利用サービス、駐車場の利用で使用料を徴収する場合がある。そういった使用料で近郊他市町村と比べて低額に抑えている利用料は、引き上げ可能だと考えられる。ただし、行政経費全般の徹底した見直しを行い、無駄なものを削除し、人件費も含めて、行財政改革を行った後でなければ、引き上げの説明がつかないものとする。

●使用料等を引き上げる際には、市民に対して理由を説明してから引き上げるべきである。

- 市役所の本来的な業務は、コストは基本にしながらも、市として、どういう役割を業務としてすべきかも考え、見直しの検討をする。
- 上積み・上乘せしているサービスの利用料は、それに見合う引き上げも可能か検討すべきである。
- 個別の事業について見直す機会があっても良いと考えられる。経費や利用者数を把握し、利用者の満足度などの視点から、個別に賛否・可否を決め、絞り込んでいく作業は必要である。

## ■自主財源の確保について

- 企業誘致は、将来の誘致が可能か見込むのが難しいと考える。自主財源の確保等についても公共的な機関では、限りがあり難しい。まずは、市税の徴収や受益者が納めるべきものを確実に確保することを優先すべきである。
- 自主財源の確保では、法律の範囲内であれば可能ではないか確認する必要がある。
- 施設でのネーミングや外壁への企業の広告の看板を掲げるなどで広告収入を図る方法はある。
- 市の広告物の掲示での「効果」が分からない。また、市民の方が広告を見てどういうふうな捉え方をするのか気になるので、効果について確認する必要がある。
- 市内の施設の自販機は、社会福祉協議会の収入になっている。文京区は、自動販売機の入札で設置をし、数倍の賃料を得るようになった。(事務局)
- 社会福祉協議会は、基本的に、自主財源がないので、全国のほとんどの市町村の社会福祉協議会で同様の取組みをやっているが、見直してみる機会として検討すべきである。
- 歳入確保として自主財源確保策に取組む必要はあるが、公共団体の取組みで民業圧迫はできない、モラルハザードがない範囲で、自主財源確保すると、手は限られてしまう。
- 歳出削減を優先することが、まずは現実的な方法ではないかと思う。
- 市税等の未納の方には、電話催告や訪問のほかタイヤロックなどを行い、納付するようお願いしている。(事務局)
- 滞納者から「こうしてくれたら払いやすい」、「払わざるを得ない」という方策を行うなど、方策を検討すべきである。収入としてあるべきもの、歳入すべきものを徴収できないというのは、一番いけないことである。
- 地域に密着したかたちで、自主財源確保の取組みを広げていく発想は必要である。小さなユニット、地域に密着して、地元の商店街や商工会と結びつき、広告を行っていくことを検討すべきである。市の職員は、広告代理店のように足を使い、頭を下げ、「広告を載せませんか」と広告収入の活性化に取組むことも検討すべきである。
- 文化センターの施設内に広告の掲載ができないか確認すべきである。
- 市の封筒は、年間でも数が出る。上手に活用し広告収入を得るのに活用すべきである。
- 地元根付いた広告掲載として、地域の公園などに看板を掛け、地元の薬局や歯科医院などの広告をだすことは可能ではないかと考えられる。公園を利用したコインパーキングも検討すべきである。

●競走事業経営の改善などについては、人員整理、啓発的なものの取り組むなど、様々な取組みで収益をあげている。市の貴重な自主財源の一つである。(事務局)

## 歳出の取組みについて

### ■公私の負担について

●教材購入の保護者負担が極端に低いのは、市の施策・方針で、義務教育に関する保護者の負担は無料、軽減すべきであるという考え方の下に実施をしている。(事務局)

●以前は、歳入が豊かであったからこそ行えた政策が、歳入が厳しくなった現在でも引き続き行っている。

●財政状況が厳しく、教材購入に関する費用を全額保護者負担とした市は、財政危機宣言を行い、公私負担の見直しの取組みの一環として全額保護者負担に切り替えた経緯がある。(事務局)

●歳入が厳しい時期では、詳細な事業の実施状況も確認して、公私の負担を議論すべき。

●他の自治体と比べると、市の負担が高い施策は、継続して実施されているものが残っているものと認識している。(事務局)

●公私の負担のあり方で、行政の負担は、他市の水準も含めた標準的な範囲で見直しし、市民が自ら取り組めることは市民で行い、行政は限定した範囲で支援すべきである。補助金交付は時限的なものを徹底すべきである。

●何でも「無料」を前提とせず、利用者負担を検討することは必要であるとする。

●市が行うべきサービスの水準は、上乘せする場合も含め、どのような負担を利用者に求めるか、その水準を定めるべきである。

### ■扶助費の見直しについて

●生活保護も、リーマンショック以降、件数が増加傾向である。一方、それに対応するケースワーカーが少ないという実態がある。受給者も自立が難しい状況であるため、ケースワーカーが抱えるケースが累積して増えてきているという状況である。(事務局)

●受給の申請は法的にも拒めない。申請者も生活保護を受けてしまうと、自立には、気持ちの面からも制度的な面からも時間がかかってしまうのが実態である。(事務局)

●受給者のうち「高齢者」が47%、「傷病」が20%、「母子」が9%、「障害者」が9%、「その他」が15%となっている。「その他」というのは稼働年齢層ではあるが、就職ができないという方の割合が増えてきている。(事務局)

●「保護を受けている方でも働く意思がないと決めたような状態」という基準を検討すべきである。市独自で難しい場合は、都でも厚労省でも、要望を出して、基準を作るべきである。

●生活保護は現金給付である以上、モラルハザードも存在してしまう。セーフティネットとして受給している方がほとんどであることを忘れてはいけない。

●生活保護を受けている方で、自立しようと就労して得た収入は、現在の保護制度では、受

給できる保護費が減額され、得られる生活費が増える仕組みになっていない。このため、働いても働かなくてもえら得る生活水準が変わらないため、働かないほうが良いという考え方が出てくる。働いて得た収入にかかわらず、一定の保護費が受けられ、就労意欲も湧き、自立につながる制度ができれば、自立はすすむのではないかと考えられる。

●生活保護の給付の仕組みが、就労意欲をかき立てるようなシステムになってない。厚労省もシステムを変えて、自立のための資金にするなど、貧困の枠から抜けられるよう検討している。就労支援も厚労省がモデル事業をやったがうまくいっていないのが現状である。無年金者もいるので、その人に対する保護や精神疾患からの医療扶助も増えているなど対象が増えている、やむを得ない状況ではあるが、「その他」の内訳については考える必要がある。

●生活保護の対象となる基準は厚労省が定めた基準のため、市での上乗せ基準は設けられない。

●生活保護費が府中市では受け取れる額が多いとの話は、市のサービスの減免範囲が他市よりも多いなどの理由が考えられる。(事務局)

●生活保護対象者へのチェック体制を整備すべきである。異常な支出には、十分な調査が必要である。保護の認定をしたら、定期的な状況確認はする必要はある。

●現金給付は適正な給付が前提である。対象の方が「そんなに厳格な確認を行っているのか」「何度も確認できるのか」と感じるぐらい行政側はチェックを行って然るべきだと思う。

●障害者の方にも、基本の障害年金などの給付に加え、市のサービスで免除しているものがある。障害者に必要なサービスとして金額や内容が妥当か確認する必要がある。

●多くの障害者の方たちは、日々の生活の中で、慎ましやかに暮らしている。

●扶助費は、適正で公正な支出になっているか、改めてもう一回確認する必要がある

●不正をどうチェックするのが課題である。

●上乗せ部分の必要性を検討すべきである。昔より国や都の水準もあがっており、上乗せ部分の削減も検討すべきである。

●扶助費は、全般的な見直しが必要ではないかと思う。

●各自治体が取組む保育所運営の見直し策は、保育園自体を、民間の社会福祉法人やNPO法人に、アウトソーシングする手法である。

●市内には、公立保育所が15か所あり、二百数十名の公務員がいる。運営には人件費もかかっている。民間委託には、コストカットの考えもあるが、それだけの視点での民営化に移行することには疑問を持つ人もいる。

## ■補助金の見直しについて

●団体への補助は、毎年度、庁内組織で審査している。「補助金のあり方の見直しの提言に基づく見直し」は、事務事業点検を実施しているため、現在、実施をしていない。(事務局)

●補助金交付対象事業の金額や内容などの妥当性を確認する必要があると思う。

●事業仕分けの手法を用い、外部の評価機関を設置し、すべての補助事業について、要・不要の評価を行うべきである。

- 補助金も、交付後の使途をチェックしていく必要があると思う。
- ちゅうバスの運行では、運賃が安いからと市民要望で運行回数や運行ルートを増やしているが、運行回数の増加で増える維持経費は、市が市民からの税金で補助金を増やして運行会社に給付している。運賃を100円に設定した根拠と矛盾する。こういった仕組みでのニーズ増加へ対応することは問題である。
- 補助金のあり方を見直す必要がある。
- 一つの団体に対し様々な補助金や業務委託などの行政の支援が出ている。一つの団体に対する行政からの複数の支援は問題があると考える。

### ■職員数・人件費の見直しについて

- 保育士・幼稚園教諭は、人口減少、少子化、民間委託をすれば余剰な職員となってくる。余剰となった職員の活用策、定員、給与、昇進管理、様々な職種が一緒にやっていく方法等を考えていかなければいけない。
- 直接、市職員が実施していた業務を委託をすれば、正職員が減るはずであるが、職員定数の削減数を見ると、新しい仕事との兼ね合いもあり減っていない。電算機器の普及による事務の効率化で不要となる人員や民間委託の導入により余剰となる職員もいるのであれば、定員削減がもっとあって然るべきだと感じる。新規業務による人員増と民間委託でなくなった業務数が、外部に見えないため、本当に必要な人員は、今どのくらいなのかという判断ができない。単純に考えれば、委託をして、委託費は増えた一方で、定員は現状のままに見えてしまう。
- 委託化を導入した事業では、委託経費とこれまでの人件費とで金額は対比できる。しかし、委託を導入しても余剰となった職員は退職させることができない。このため市全体での人件費が減っていかない。よりきめ細かなサービスの提供とのバランスと適正な人数の見極めは、非常に難しいとことであるが、委託と直営に効率性は検証はする必要があると考える。(事務局)
- 文化センターも民間委託も可能と考えるが、個人情報管理、市が守っているセキュリティー基準が遵守できる業者がいるのか不確定な部分がある。しかし、市民プールなど施設管理のものは民間委託が可能ではないかと考える。
- 文化センターの指定管理者制度の導入は、検討中である。複合施設でもあり、委託範囲を整理することが非常に難しい状況である。一方、生涯学習センターは、来年度から指定管理者の導入を決めている。導入しやすい施設と条件を整えないといけない施設が存在している。(事務局)
- 文化センターには、定年退職者の再雇用での対応も検討できると思う。適正のある方を配置できれば、正規職員と比べ人件費は削減できる。65歳定年制度も見据えた検討をすべきである。
- 再任用での退職職員の活用は、テーマの一つである。対応が可能な職場はあると考えている。(事務局)
- 再任用の職員が増えた場合、正職員数は減らせるはずである。正職員は削減しないまま、再任用職員が増やしていくのは、適正な人員の管理の考え方と矛盾を感じる。

- 電子申告や住基カードをもっと窓口で奨励し、人件費をかけずにサービスを提供できる手段を前向きに検討していくべきである。
- 行政サービスの効率化の一つとして、IT 技術の導入は必要である。
- サービスの実施主体は、多元化していくということもあっていいと考える。どんな実施主体であっても同じサービスが提供できる基準を定める必要があると考える。
- 行政は、今までのものは残して、新しいものをつくっていくという、「癖」がある。見直しは第三者機関の設置や市民の意見を聞きく場を設けるなど市民の力を借りるべきである。

### (事業の見直しの視点について)

- 行政サービスは、慣性の法則が働いているように、事業を一度はじめてしまうと、様々なしがらみもあり、すぐにやめられない。この協議会から、やめるものはやめるということ提言すべきである。
- 府中市の財政も厳しいことを考えると、受益者負担も見直しが必要であると思う。見直しをする場合は、別の会議体で検討すべきと考える。
- 施設の維持経費は、人件費、設備や維持費の必要分も含め使用料に反映することも考える必要がある。
- 使用料・手数料の設定の考え方は、平成 15 年以前に基準を作っており、施設維持の視点も整理して、改めて設定していきたいと考えている。(事務局)
- 費用収益対応の原則の考え方が基本にあるべき。費用がかからなくても、収入を得るところは、収入を得るべきである。
- この協議会で提案したものを次の場で検討するときには、可能であれば、本協議会委員も参加し、提言の趣旨や考えを説明したい。
- 既存施設の見直しの視点として、施設が設置されたときの市民の状況と、現在の市民の状況が同じでない可能性がある。市民の生活状況の変化と、既存施設のマッチングシステムが必要ではないかと思う。そういう視点から考えると斎場の運営などを市が行う必要があるのかという議論もできる。さらに別で新しい施設が必要であるという議論もできる。すべての施設について、必要性をゼロベースで考えてみるべきである。地方公共団体として設置すべき施設であるかという視点も必要ではないかと考える。
- 市民のライフスタイルが変わっていることに対応し、新たな財源、新たな施策の方向を考える必要もある。単なるコスト削減だけでない視点も必要ではないか。
- 見直しの発想の中には、廃止することを前提に見直しをする考えも必要である。見直した結果、必要なものだけ残していくという発想から取組まないと、事業の廃止を考えていくのは難しいと考える。
- バブル期に実施した手当、助成金のうち、支出理由や効果が薄いものは優先的に見直すべきである。
- 新規事業の実施や削減事業の決定過程が外部には見えない。新たな事業を実施することを審査する組織を恒常的に設置することについて検討すべきである。
- 市が設置する委員会や協議会は多数あるが、必要性について確認すべきである。
- 市が行うサービスの必要性の確認はすべきである。スクラップ・アンド・ビルドを実践し、

新規事業の実施にあたっては事業の廃止も含め、しっかりと議論すべきである。

●外部委託と直営の効率性や効果も含め、サービスの実施主体を検討すべきである。外部委託の導入には基準を定めて行うべきである。

●公務員には「この仕事はやればいいんだ、こなせばいいんだ」という考えで業務に取り組む姿勢が見られるときもある。民間はいかにサービスをアップするかということを目指している。

●組織が増えると採算を除外視して、自分たちの働く目的をつくる。このため、不要な事業や既存事業の類似的な事業が生まれてきてしまう。民間のコスト意識がなければ、新規事業が増えるたびに職員が増える。ゼロまたはマイナスシーリングを実施し、新規事業について、費用の捻出方法を確認し、経費増とならない展開をしなければいけない。

●市が行うサービスの必要性は、公共性の視点から判断し、やるべきものは何かということを見極めなければならない。

●単純なコストパフォーマンスの議論ではないが、企業的な視点を入れて、市の事業を再検討してみる必要がある。

●市が行うべきサービス水準は、他の近隣の自治体と比較し、明らかな上乘せは、その必要性を再検討する必要がある。長期的な上乘せサービスの実施は見直す必要がある。

●必要性が薄いまま継続されている補助金や施策は、ゼロベースで見直すべきである。同一団体に重複している補助金も細かな見直しを行っていく必要がある。

●小中学校への助成は、生徒がものを大事にするような気持ちが育つような配慮が必要である。

●新しいリスクに対しては、資源分配の方法を変え、新しく必要とされる分野に資源を振り向けていかないといけない。既存のものを続けながら新しいものに対応することは、財政構造のパンクを招く。どの事業もゼロベースで考え、削減したものを移して実施していかなければ、コストは減らすことができない。

●市の事業の財源は、税金である以上、公共性も含めて実施の可否を議論する作業が必要である。